

5. EU 統合史 (欧州統合史)

本章第2節(564頁以下)で説明したように、これまでヨーロッパでは種々の地域統合が実施ないし提唱されてきた。そのどれよりも進化かつ深化したEU統合は、第2次世界大戦後、6ヶ国体制で始まった。なお、当時、ヨーロッパは「鉄のカーテン」で分断されており(396頁参照)、6ヶ国は何れも西側の国である。その成功を受け、他の西欧6ヶ国が1986年までに加盟した。また、1989年に冷戦が終結すると、中立国やソ連の支配から解放された東欧諸国が加わった。この拡大と並行し、機構改革や諸政策も早いテンポで発展し続け、今日至る。重要な改革は新しい条約の制定を通し行われており、以下ではその過程について説明する。なお、条約は締結されても、締結国である全てのEU加盟国の批准が終了しなければ発効しない(630頁参照)。その間には最短でも1年の開きがあるため、注意を要する。

1) 第2次世界大戦直後の動き - 緩やかな欧州統合

第2次世界大戦後、(旧ソ連を除く)ヨーロッパ諸国の衰退は露わになった。大戦の実質的勝者はアメリカ合衆国とソ連であり、2国はヨーロッパの全ての国の体制に甚大な影響を及ぼす。また、両大国の力関係の都合で、欧州は東西に分断されることになるが、ドイツは国だけではなく、首都も東西に分割され、ベルリンは冷戦や共産主義の矛盾を象徴する都市となる(395頁参照)。

大戦後、西欧では、度々、戦争を引き起こしてきたドイツの扱いが外交・安全保障上の主要テーマになるが、それと同時に諸国はソ連ないし共産主義の脅威にも晒されており、対策が求められていた。また、アメリカがますます勢力を増す中でヨーロッパ諸国の衰退や荒廃は鮮明になり、復権ないし復興が大きな課題になる。それを達成する手段が欧州頭語であり、戦争で疲弊した国々にとってヨーロッパとは希望の象徴であった¹⁶⁵⁵。

米国とソ連という2大列強の狭間において、西欧諸国は相互の、つまり、西ドイツとの軍事対立を回避するだけではなく、同国を西側の一員として復帰させることや、それを通じて陣営の一体性を強化し、国際的プレゼンスを高めることを目標に掲げる。これが欧州統合の原動力となっていることは今日でも変わらない。

なお、大戦の終結後、フランスやオランダは旧植民地の独立に対処しなければならず、新たな戦争に直面した。また、スペイン、ポルトガルでは軍事独裁が継続する一方、ギリシアやトルコでは共産主義が台頭し、「西側」の範囲は明確ではなかった。ベネルクス3国は中立政策を放棄し、西側に与する一方、オーストリアは中立国に変わっている。

終戦から1年3ヶ月が経過した1946年9月19日、前イギリス首相のウィンストン・チャーチル(Winston Churchill 1874~1965)¹⁶⁵⁶は、近年、度々、戦火を交えてきたドイツとフランスの和解¹⁶⁵⁷が何よりも大切であることを指摘した。また、ヨーロッパ各国は協調すべきであることを力説し、新たな圧政と暴力の危険性を防ぐため、アメリカ合衆国に類似する「ヨーロッパ合衆国」¹⁶⁵⁸(“United States of Europe”)の建設を訴えた。なお、合衆国という単一国家の創設と国々が独立性を維持した上で連携する統合は同じではない。彼は欧州統合の重要性も指摘しているが、祖国の参加には消極的であった。それは、当時、イギリスは、①国際機関への主権(特定の政策分野における立法権や行政権)の移譲に反対していたこと(646頁の注1716参照)、②大陸諸国よりも英連邦(Commonwealth、505頁参照)との関係を重視していたこと、また、③自国を米ソに並ぶ超大国として捉えていたこと等に基づいている。チャーチル自身も、リーダーシップを発揮すべきはイギリスではなく、フランスであ



¹⁶⁵⁵ Kordula Kühlem, Europäische Einigung, in <https://www.konrad-adenauer.de/seite/europaeische-einigung/>

¹⁶⁵⁶ 1939年9月1日、ドイツがポーランドへの攻撃を開始したことをきっかけとし、第2次世界大戦が勃発するが、翌年5月10日、チャーチルはイギリス首相に就任し、ドイツに徹底抗戦で臨んだ。そして、1945年5月8日、母国を勝利に導くが、同年7月に行われた選挙でチャーチルの属する保守党は労働党に敗れた。その責任を取り、チャーチルは辞任したが、1951年10月、首相の座に返り咲いている(1955年4月まで)。

¹⁶⁵⁷ 独仏間の戦争について、592頁参照されたい。

¹⁶⁵⁸ なお、「ヨーロッパ合衆国」という概念を用いたのは、チャーチルが最初ではない。後に、アメリカ合衆国の初代大統領となるジョージ・ワシントンも、1776年、フランス人のラ＝ファイエットに宛てた書簡の中で「ヨーロッパ合衆国」(United States of Europe)という語を使用している。19世紀中頃の民族運動活性期には、フランス人のヴィクトール・ユーゴも「ヨーロッパ合衆国」という概念を用い、諸国の統合を訴えている(587頁参照)。

り、フランスのみがそれを発揮しようと考えていた。なお、チャーチルや婿のダンカン・サンディーズの提唱に基づき、1948年10月、**欧州国際運動** (European Movement International) が発足した。これはヨーロッパ統合の促進を目的とする団体であり、現在でも39のヨーロッパ諸国や国際組織等が参加しているが、政府間の組織ではない。

「ヨーロッパ合衆国」の建設という壮大な構想は今日でも実現していないが、大戦後、西欧では幾つか国際組織が設けられた。例えば、経済分野では1948年秋より実施される米国の**欧州経済復興援助計画** (マーシャル・プラン) の受け皿として、同年4月、ヨーロッパの18ヶ国間で**OEEC (欧州経済協力機構)** が発足した。この復興計画を通し、米国はヨーロッパ諸国に資金を供与したが、その前提として、受け入れ国には経済規則の調整が求められたため、諸国は連携体制を整えることになった。これがEU統合の基盤になるが、OEECは、1961年、**OECD (経済協力開発機構)** に改組され、貿易の自由化を促進する組織になった。なお、OEECがヨーロッパ諸国間の国際機構であったのに対し、OECDはこの地域に限定した機関ではない。1964年には我が国も加盟している。



ヨーロッパに関する問題について協議するための枠組みも早々に整えられた。1949年5月、英仏を含む西欧10ヶ国¹⁶⁵⁹は**欧州評議会 (Council of Europe)** を創設しており、これは1945年10月に発足した国際連合のヨーロッパ版にあたる。なお、国連には世界51ヶ国が加盟し、それには東欧諸国も含まれていたのに対し、当時の欧州評議会は西側の組織であった (冷戦終結後、東欧諸国も加盟し、現在は、ほぼ全てのヨーロッパの国が加わっている)。

1952年、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、アイスランドは北欧諸国間の政策調整を行うフォーラムとして**ノルディック理事会** (Nordic Council、83頁参照) を設立した。ベネルクス3国も、1960年、独自の組織を立ち上げているが (Benelux Union、57頁参照)、ノルディック諸国とは異なり、3国はEU (当時はEC) にも加盟しており、その政策と重なる部分が多い。実際にはEU統合を先取りする形になる。

軍事面では旧敵国ドイツやソ連の攻撃に備えるため、イギリス、フランス、ベネルクス3国は、1948年、**西側同盟** (Western Union) を立ち上げた¹⁶⁶⁰。なお、この同盟は経済や文化の分野における国際協力も対象にしていた。ソ連の脅威が強まると、翌年、5ヶ国は他の西欧5ヶ国、アメリカ、カナダと共に**北大西洋条約機構** (North Atlantic Treaty Organization, **NATO**) を創設し、現在まで存続する安全保障体制を築く (406頁参照)。なお、戦犯国ドイツ (西ドイツ) の加盟は認められなかった。

設立当初のNATOは緩やかな軍事同盟であり、米国の主導下で強化されるのは1951年以降のことである。1949年、ソ連は核保有国となり、その翌年、米ソの代理戦争と目された朝鮮戦争が勃発すると、アメリカは西ドイツの再軍備を提案したが (西ドイツ自身も隣接する東ドイツやソ連の攻撃に備えるため、国防軍創設の必要性を訴えていた)、フランスが反対したため実現しなかった。その代替案として、フランスは**欧州防衛共同体** (European Defense Community, EDC) の設立を提唱し、1952年5月には (欧州石炭・鉄鋼共同体を立ち上げた6ヶ国によって) 設立条約が締結された。しかし、これは同年7月に発足した欧州石炭・鉄鋼共同体と同じように、加盟国は主権を共同体に移譲することになっていたため、また、ドイツの再軍備を認めていたため、フランスはまたも態度を改め、共同体の設立を阻止した¹⁶⁶¹。

その後、ヨーロッパ諸国は、すでに1948年に発足していた「西側同盟」を発展させ、「**西欧同盟**」 (Western European Union, WEU) を創設するに至った。後者は主権の移譲を伴わない国際協力制度であり、「NATOのヨーロッパ組織」としての役割を持っていた。また、西ドイツの再軍備を認めるものの、同国による核兵器や生物・化学兵器の保有を禁止したため、フランス議会も了承した。1954年、「西側同盟」に参加していたイギリス、フランス、ベネルクス3国に、西ドイ

¹⁶⁵⁹ アイルランド、イギリス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ノルウェー、フランス、デンマーク、ベルギー、ルクセンブルクの10ヶ国である。

¹⁶⁶⁰ 1947年3月、英仏はドイツの脅威に備え、ダンケルクで相互援助条約を締結しているが、1948年2月、ソ連の統制下にあったチェコスロバキアでクーデターが発生すると (514頁参照)、翌月、ドイツだけではなく、ソ連に対抗するため、本文中で述べた西側同盟をベネルクス3国と共に発足させた。

¹⁶⁶¹ 欧州石炭・鉄鋼共同体の創設を提唱したシューマンは欧州防衛共同体の設立も支持しているが、当時、ベトナム戦争 (インドシナ戦争、401頁の注1217参照) の当事国であったフランスの世論は軍事に関する主権の喪失、つまり、欧州防衛共同体への主権の移譲に消極的であった。また、1953年にスターリンが死去し (翌年には朝鮮戦争も終結する)、いわゆる「雪どけ」の時代が訪れると (400頁参照)、直ちに欧州防衛共同体を設立する必要性は失われた。

ツ、イタリアを加えた7ヶ国体制でスタートした「西欧同盟」は、後に10ヶ国体制に発展する¹⁶⁶²。1999年5月にはEUの政策に組み込まれたが、後に完全にEUに移行させることになり、2011年6月、消滅した。

上述した地域統合の特徴は、諸国が緩やかな形で結束した点にある。すなわち、設立された国際組織に加盟国が主権（立法権）を移譲することはなかった。それゆえ、国際組織によって拘束力のある法令が制定されることもなかった。このような緩やかな統合に満足しなかった国々は、1950年代以降、緊密な欧州統合を推進していく。なお、これは上掲の政治・軍事分野ではなく、経済分野で進展した。他方、東側諸国はコミンフォルムやソ連体制下で政治統合を実現している。コメコンを通じた経済統合や、ワルシャワ条約機構の創設による軍事統合も行われたが（395頁参照）、スターリンはさらに文化面での統制も強行した¹⁶⁶³。

2) 三つの欧州共同体の設立（1952年7月と1958年1月）



前述したチャーチルの要請に応える形で、1950年5月9日¹⁶⁶⁴、当時のフランスの外相ロベール・シューマン（Robert Schuman 写真右）は、フランスやドイツの石炭と鉄鋼の生産を共同で管理する**欧州石炭・鉄鋼共同体**の設立を提案した（**シューマン宣言**）。炭鉱・製鉄業は当時の基幹産業であり、これを共同で開発・運営することは経済復興に資すると考えられていた。また、石炭が採掘される地域（ザール地方）をめぐる、独仏間では度々争いが生じたため（590頁以下参照）、この産業を共同で管理する国際機関の創設は平和の実現に貢献するとされた。さらに、共同体の設立は欧州連邦創設への第一歩ともみなされるようになる。



このような基本コンセプトの下、ドイツ、フランス、イタリアおよびベネルクス3国は、1951年4月18日、パリで欧州石炭・鉄鋼共同体を設立する条約を締結し、同条約が発効した翌年7月23日、最初の共同体が発足した（設置場所はルクセンブルク）。なお、1950年、イギリスはフランスの誘いを断り、原加盟国になることを拒む一方、経済連携の必要性は否定できなかったことから、10年後の1960年5月、欧州6ヶ国と共に**欧州自由貿易連合**（European Free Trade Association, **EFTA**）を設立するに至った（660頁参照）。

欧州石炭・鉄鋼共同体設立の成功を受け、管轄分野を石炭・鉄鋼の生産管理に限定せず、経済一般を扱う共同体、すなわち、**欧州経済共同体**（European Economic Community, **EEC**）の設立が提案されるようになる。これは、①加盟国間の貿易を自由化し、国際競争力を高めることによって、米国に対抗しうる経済力を回復することや、②域内の経済活動を活性化し、市民の生活の質を向上させること等を目的としていた。

※ 欧州経済共同体の「経済」的側面について、606頁参照

ところで、1950年代半ばには新しいエネルギー源として原子力が注目されるようになる。効率的なエネルギー調達という経済的観点から、また、原子力の平和利用や原子力発電の安全確保という観点から、石炭・鉄鋼共同体を立ち上げた6国は、新たに**欧州原子力共同体**（European Atomic Community, **Euratom**）の設立について検討する。

1955年、新しい共同体の設立を目的とした会議がイタリアのメツシアで始まった。会議の成果は条約としてまとめられ、1957年3月、EECを設立するための条約と欧州原子力共同体を設立するための条約が6ヶ国によって締結された。翌年の元旦、これらの条約が発効し、新たに2つの共同体が発足する。

なお、同条約の制定作業はベルギー首相の経歴を持つポール＝アンリ・スパーク（Paul-Henri Spaak）が中心となり、ベルギーで進められた。この作業スタイルは共同体の設立後も継続し、その会議や事務作業はベルギー、詳細には、同国の首都ブリュッセルで行われことになった。

さらに、**欧州政治共同体**の設立も提案されたが、各国の見解がまとまらず、実現するには至らなかった。これは経済的な統合はさておき、政治的な統合は困難であることを浮き彫りにした。

¹⁶⁶² 1990年3月にスペインとポルトガルが、また、1995年にはギリシアが加盟した。

¹⁶⁶³ Boris Meissner, Das bilaterale Paktsystem der Sowjetunion in Osteuropa, APuZ 2/1966, pp. 3-14.

¹⁶⁶⁴ シューマン宣言はEU統合の出発点となったため、宣言が出された5月9日は、後に「ヨーロッパの日」に指定されている。本書のロゴは、これをモチーフにしたものである。

当初、欧州石炭・鉄鋼共同体、欧州経済共同体および欧州原子力共同体は、それぞれ独自の機関を有していたが、各共同体間の政策調整や運営の効率化を図るため、まず、1958年に議会（なお、当時は単に集会と呼ばれていたが、それは立法権が与えられていなかったことによる）と裁判所が、また、1967年には理事会と委員会が統合された。それに伴い、三つの共同体の一体性が強化され、それらをまとめて**EC (European Communities)**（複数形）と呼ばれるようになる。なお、統一されたのは各共同体の機関であり、三つの共同体ではない。

前掲の共同体の中で最も発展し、欧州統合を牽引したのは欧州経済共同体（EEC）であった。同共同体は加盟国間の貿易障壁を撤廃し、経済活動を自由化すること、また、農業、運輸・交通や貿易に関する加盟国の制度を改廃し、共同体独自の政策を導入すること等を目的としており、それを実現するため、①共同体には拘束力のある法令を制定する権限が与えられた。また、②その法令は加盟国法に優先する点、③それは加盟国法に置き換えることなく直接的に適用される場合がある点、さらに、④EECは強力な裁判所を持ち、EECの機関や加盟国によるEEC法違反は同裁判所によって審査されるといった点において、一般的な国際機関とは大きく異なっており、「超国家的機関」と呼ばれた。

3) EC (三つの欧州共同体) の発展と初の拡大 (1973年1月)

EEC条約は12年間の過渡期間を設け、段階的に**共同市場** (Common Market) を設立し、域内の経済活動を自由化することについて定めていた (旧第7条)。また、1966年より農業や通商といった重要な政策分野における決議を加盟国 (EU理事会) の全会一致制から多数決制に移行させることについて定めていたが、後に、フランスは多数決制度によれば、自国の立場には合致しない決定が下される危険性があるとして、異議を唱えるようになる。また、新制度への移行に反対し、1965年半ば、理事会 (加盟国政府の代表が出席する共同体の立法機関) への出席を拒むようになった。これによって共同体の機能は麻痺したが、1966年1月29日、いわゆる「**ルクセンブルクの妥協**」が成立し、非常に重要な国益に関する案件は全加盟国の賛成を必要とするという形で事態が收拾した。



当時、フランス大統領を務めていた**シャルル・ド・ゴール** (Charles de Gaulle 1890~1970 写真左、465頁参照) は多数決制度への移行だけではなく、1963年と1967年、2度に亘り、イギリスの新規加盟を阻止し、EC拡大を遅らせている¹⁶⁶⁵。彼がイギリスの加盟申請に応じなかったのは、英国はヨーロッパ諸国よりも海外 (米国や英連邦諸国) とのつながりを重視しており、外からは破壊できない欧州共同体を内側から壊す目的で加盟しようとしていると考えていたためである。なお、同国の加盟はド・ゴール退陣後のハーグ加盟国首脳会議 (1969年12月) でようやく承認された。また、欧州統合を超国家主義路線に戻すことで加盟国は合意した。翌年の10月には、EC枠外の制度として、**欧州政治協力** (European Political Cooperation, EPC) が正式に始まる。

1968年7月1日、EECの基礎である**関税同盟** (638頁参照) が当初の予定より2年早く発足し、EECは加盟国間の貿易を完全に自由化するだけでなく、第3国に対する加盟国の貿易措置を統一する組織に発展した。

1970年代に入ると、ECは外に向かって拡大し、イギリス、アイルランド、デンマークの加盟が実現する (1973年)。これによって、加盟国数は当初の6より9に増えた。

¹⁶⁶⁵ なお、1950年、フランスは、イギリスも欧州石炭・鉄鋼共同体に加盟するよう要請しているが、イギリスはこれを断り、1960年5月、欧州自由貿易連合 (EFTA) を他の欧州諸国と共に設立した。しかし、翌年にはEC (三つの欧州共同体) への加盟を申請するようになった。

ド・ゴールは中世のフランク王国 (571頁参照) の領土、つまり、フランス、ドイツ、イタリア、ベネルクス3国を核とし、大西洋からウラル山脈までのヨーロッパ諸国が加盟する「祖国のヨーロッパ」 (Europe des patries) の創設を目指していた。また、フランスの主権を維持するため、その移譲を伴わない欧州統合を提唱したが、支持されず、諸国は主権移譲を伴う統合を進めた。

4) 欧州統合の停滞、単一欧州議定書の制定 (1986年2月) と南方拡大

前述したように、1970年代、欧州統合は内外ともに大きく発展したが、その進路は常に順風満帆であったわけではなく、1980年代前半、(再び) 低迷期に突入する。これも主として加盟国間の見解の対立に基づいており、欧州統合に懐疑的な見解が強く主張された。特に、イギリスの**マーガレット・サッチャー** (Margaret Thatcher 1925~2013 写真右) 首相は自国の拠出金の一部返還を EC に要請するだけでなく (なお、EC はそれに応じている)、共同体の超国家主義に反対する立場を露にした。



蔓延するユーロペシズムの中、新たな動きも見られた。例えば、1984年2月、欧州議会は欧州連合設立条約草案を起草している。また、日米の国際競争力の向上は加盟国に危機感だけではなく、欧州統合発展 (深化) の必要性を強く認識させた。そのため、欧州委員会は、1985年6月、「**域内市場白書**」を発表し、諸制度の改革と1992年末までに域内市場 (635頁参照) を完成させることを提案した。これを受け、加盟国は、1986年2月、「**単一欧州議定書**」を制定し、①EECの憲法ともいえる EEC 条約の改正、②1992年末までの域内市場の完成だけではなく、③欧州議会の権限強化や、④理事会における議決制度の柔軟化等の点で合意する。同議定書は国際条約であり、全加盟国の批准を経て、翌年7月に発効し、EEC 条約は改正された。なお、この議定書は、EU の基本諸条約としては初めて、⑤EC の枠外で発展してきた欧州政治協力 (EPC) や欧州理事会について定めている。さらに、1978年12月に発効した**欧州通貨制度** (European Monetary System, EMS) に関する規定を盛り込むとともに、⑥EEC の管轄分野に社会政策を加えた。

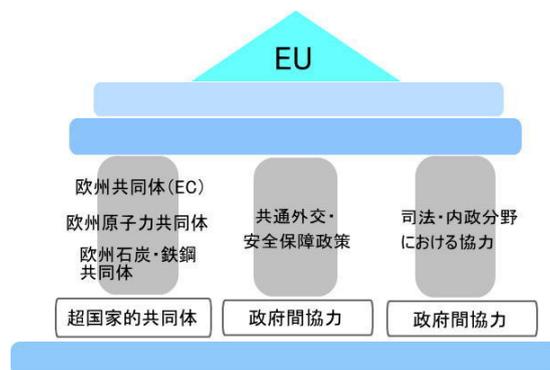
1980年代、EC は再び対外的に拡大する。1981年1月にはギリシアが、また、1986年1月にはスペインとポルトガルが加盟した (この**南方拡大**について、643頁参照)。なお、前述した単一欧州議定書の制定作業は、デンマーク、イギリス、ギリシアの反対にも拘わらず、1985年6月に開始されている。そして、スペインとポルトガルの加盟が実現した後に締結された。

5) マーストリヒト条約と EU 体制の発足 (1992年2月)、中立国の EU 加盟 (1995年1月)

経済統合が功を奏すと、より広い分野で欧州統合を進めるため、**欧州連合** (European Union) や欧州政治連合 (Europäische Politische Union) の設立が提唱されるようになった。その内容について様々な案が出されたが、長い議論の末、採択されたのは、①三つの欧州共同体の他に外交、安全保障、司法・内政に関する協力制度を立ち上げ、②全てを統括する枠組み、つまり、EU を設けるとする立場であった。このような構想に基づく欧州連合の創設は単一欧州議定書第1条第1項でも目標として掲げられていたが、**マーストリヒト条約**で具体的に定められることになった。

正式には「欧州連合に関する条約」と呼ばれる新条約は、1992年2月7日、オランダの古都マーストリヒト (71頁参照) において、当時の EC 加盟 12ヶ国によって締結された。同条約は、①EU の創設、EEC を EC への改称や単一通貨**ユーロ** (Euro) の導入について定め、欧州統合を飛躍的に発展させた (638頁参照)。また、②従来の欧州政治協力 (EPC) を共通外交・安全保障政策に改組するだけでなく (いわゆる EU の第2の柱)、③司法・内政分野での協力制度を新たに設けている (第3の柱)。さらに、EU 加盟国の国民を「EU 市民」として捉え、その権利を保障する (599頁参照)。

マーストリヒト条約は全加盟国によって批准された後、1993年11月1日に発効した。批准に際しては、特に、デンマークとドイツでは通貨統合 (ユーロの導入) に対する懐疑論が主張され、EU 統合のあり方について活発に議論された。この過程では政治・経済統合を推進して「欧州連合国」を建設することは依然として困難であることが明確になる。



なお、EU 創設に先立つ 1989 年 12 月、冷戦が終結した。その後、「鉄のカーテン」によって分断されていた欧州は再統合を目指すことになるが、まず、**中立政策**をとってきたオーストリア、フィンランドとスウェーデンが 1995 年 1 月、つまり、EU の発足後、この「ヨーロッパの家」に加わった (31 頁参照)。ノルウェーとも加盟交渉が行われ、加盟が了承される段階にまで至ったが、1994 年に実施された国民投票の結果を受け、同国は加盟を見送っている (84 頁参照)。

◎ EFTA との経済統合 (EEA の創設)

1980 年代、EU (当時は EEC)・EFTA 間の取引は大きく伸び、経済関係は強化されていった。EFTA 加盟国は種々の理由により、EU には加盟していなかったが、加盟に近い状況を作り、協力体制を發展させることが検討されるようになる。1987 年、EU は両者間の経済統合や市場の自由化を提案し、交渉を重ねた結果、1992 年 5 月、EU・EFTA 間で新たに**欧州経済領域** (EEA、662 頁参照) を創設することが決まった。1994 年 1 月、この国際機関が発足し、両者間の協力体制が強化されているが、スイスは国民投票の結果に基づき、加盟を見送った。また、オーストリア、スウェーデン、フィンランドは 1995 年 1 月、EU に加盟しているため、それ以降は、EU 加盟国として EEA に参加している。

欧州経済領域の下で、EFTA 加盟国は域内市場に関する EU 法を受け入れており、EU 加盟に近い状況にある。また、シェンゲン協定も別途、締結し、ほとんどの EU 加盟国との間の国境検査を廃止している。なお、全ての加盟国がシェンゲン協定に加盟しているわけではない (640 頁参照)。

6) アムステルダム条約の制定 (1997 年 10 月) と Euro の誕生 (1999 年 1 月)

マーストリヒト条約は制定当初から見直しの必要性が指摘されていた。とりわけ、10 を超える旧東側諸国の新規加盟が想定されており、それを迎え入れるための機構改革が求められた。

1996 年 3 月、「第 2 のマーストリヒト」の起草を目的とした政府間協議が始まった。焦点は、①前述した将来の EU 東方拡大に備えた機構改革の他に、②マーストリヒト条約に基づき導入された諸制度 (共通外交・安全保障政策および司法・内政分野の協力) の改正に置かれていたが、前者に関しては特に大きな進展が見られないまま協議は終了した。ただし、幾つかの点で欧州議会の権限は強化された。

協議の成果は条約という形にまとめられ、同条約は、1997 年 10 月、加盟国外相によって制定された。制定地の名をとって、**アムステルダム条約**と呼ばれる、この条約は域内における人の移動の自由や移民政策を EC の管轄に移すことや、**シェンゲン協定** (639 頁参照) を EU (厳密には EC) の政策として取り込むことについて定めている。要するに、加盟国は「第 2 の柱」に属していた司法・内政分野における管轄権を EU に移譲することになった。それゆえ、フランスでは憲法改正が必要になり、当時の EU 加盟 15 ヶ国の中で最も遅くアムステルダム条約を批准した。全加盟国の批准を受け、同条約が発効したのは 1999 年 5 月 1 日である。

ところで、マーストリヒト条約によれば、単一通貨ユーロは三つの段階を経て導入される。この計画通り、最終段階の開始時である 1999 年 1 月 1 日に**経済通貨同盟** (Economic and Monetary Union, **EMU**) が発足し、単一通貨ユーロ (Euro) が誕生した。なお、この時点において、ユーロはまだ為替上の単位に過ぎず、紙幣や硬貨は発行されていなかった。それらが市中で実際に使用されるようになったのは、3 年の移行期間を経た 2002 年元旦である。

1999 年元旦にユーロを導入したのは、ドイツ、フランス、イタリア、ベネルクス 3 国、アイルランド、スペイン、ポルトガル、オーストリア、フィンランドの 11 ヶ国であった。後に、ギリシアはユーロ導入要件を満たしたと判断され、2000 年 1 月、ユーロ圏に加わる。なお、EU 法上、要件を満たした国は導入が義務づけられているが、イギリス、デンマーク、スウェーデンは特例を援用し、それを見送った。

7) アジェンダ 2000 の採択 (1999 年 3 月)

前述したように、アムステルダム条約の制定に際し、加盟国は将来の EU 東方拡大に必要な制度改革を先送りしている。これに対処するため、欧州委員会はアジェンダ 2000 (Agenda 2000) を作成し、諸制度の改革案を提示すると、1999 年 3 月、加盟国によって採択された。こうして、①2000 年以降の EU の予算編成と、②農業政策 (農業支援の削減) と構造政策の改正が決定し、EU 拡大に最低限必要な準備は整った。

8) リスボン戦略の採択 (2000年3月)

20世紀末、米国経済がIT技術の発展に支えられて大きく発展する中、欧州理事会は、2000年3月、来る10年以内にEUを世界中で最も競争力のある経済地域に発展させることを目標とする戦略を設けた。これは、採択地にちなんで**リスボン戦略**と呼ばれているが、その後のIT産業の失速や世界的な不況、また、加盟国の取り組みの弱さを理由に目標の達成は芳しくなかった。

9) ニース条約の制定 (2001年2月) と EU 基本権憲章の採択 (2001年12月)

EUの東方拡大(東欧諸国のEU加盟)に備えた基本諸条約の改正を実現するため、加盟国は、2001年2月、フランスのニースで新しい条約(**ニース条約**)を締結した。なお、同条約について協議した前年12月の欧州理事会では**EU基本権憲章**が承認され、欧州議会、EU理事会および欧州委員会によって公布されている。

2002年6月、アイルランドで実施された国民投票でニース条約の批准反対票が過半数に達したため¹⁶⁶⁶、同条約の発効も一時停滞したが、10月に再び実施された国民投票では賛成票が多数を占めた。これを受け、同国がニース条約を批准すると、全加盟国の批准が完了し、新条約は2003年2月1日に発効した。

◎ EU 基本権憲章 (Charter of fundamental rights of the European Union)

権利保護を目的として設立される国際機関もあるが、ECはそれに該当しない。もっとも、共同体の主たる目的である市場統合は事業者の活動に影響を及ぼすことが少なくなく、権利保護の必要性は古くから認識されている。EU法は加盟国憲法のように基本権保護について定めていなかったため、EU裁判所はその保護を法の一般原則と捉えてきた。また、**欧州人権条約**(553頁参照)を参照してきたが、1999年12月、EU独自の基本権カタログを設ける会議が始まり、その成果として、翌年12月、**EU基本権憲章**が公布された。なお、当時、憲章は法的拘束力を持っていなかったが、2004年10月に制定された**欧州憲法条約**(後述参照)に取り込まれ、この欠点が改善された。しかし、フランスやオランダにおける国民投票の結果を受け、憲法条約は発効が見送られることになった。

現行のEU法体系において基本権憲章は基本諸条約(EU条約やEUの機能に関する条約、後述参照)から切り離され、別個の法規範として扱われているが、憲章にも法的拘束力が与えられることになった。ただし、イギリスとポーランドは同憲章に拘束されないという特例が存在する。その他の加盟国もEU法を執行する場合に限り、同憲章の遵守が義務づけられるに過ぎない(第51条第1項)。

基本権憲章は全54条からなり、国内憲法や欧州人権条約が定める基本権と重なるものも多いが、子供や高齢者の権利(第24~25条)、EU内を自由に移動するEU市民の権利(第45条)等、基本権憲章ならではの権利も存在する。また、死刑の廃止(第2条第2項、143頁参照)、庇護権(第18条)、労働者の権利(第27~31条)、産休や子育てのために休暇をとる親の権利(第33条)、個人情報の保護(第8条)、環境保護や消費者保護に関する権利(第37~38条)等、1950年に制定された欧州人権条約にはない(新しい)基本権も保障している。なお、基本権憲章は人権条約や加盟国憲法に代わるものではなく、補充する機能を持つ。

10) 欧州石炭・鉄鋼共同体の消滅 (2002年7月)

欧州石炭・鉄鋼共同体の存続期間は50年と定められていた(同共同体設立条約第97条)。そのため、1952年7月に設立され、EU統合を開始するきっかけを作った共同体は2002年7月に消滅し、その管轄権はECに引き継がれた。

11) 東方拡大 (2004年5月)

1989年に冷戦が終結すると、東欧諸国はEU加盟を目指し、「西側」と交渉を開始した。諸国にとってEU加盟はソ連から解放され、ヨーロッパに復帰することを意味したが、この目標を達成するには、民主主義、法の支配、権利保護、EU法の受入れ、市場経済の確立といった要件を満たさなければならない(EU加盟要件について、650頁参照)。つまり、

¹⁶⁶⁶ なお、ニース条約の批准に際し、国民投票が実施されたのはアイルランドのみであった。

「EU との同化」ないし「西欧化」が求められる。戦後、45年に亘り旧東側陣営に属した諸国にとって、その実現は容易ではなく¹⁶⁶⁷、10年以上の歳月を要したが、EUの支援を受けながら制度改正を進め、2004年5月1日、目標を達成した。これはEUの東方拡大と呼ばれており、新規に加盟したのは下記の10ヶ国である¹⁶⁶⁸。

旧東側諸国	ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、ハンガリー、エストニア、ラトビア、リトアニア
地中海諸国	キプロス、マルタ

なお、ルーマニアとブルガリアも同時加盟を目指していたが、加盟要件である行政・司法改革、汚職撲滅対策や少数派の保護（基本権保護）が不十分であったため、「ヨーロッパの家」への入居は認められなかった。

12) 欧州憲法 (European Constitution) 条約の制定 (2004年10月)

2001年12月、EU加盟国首脳はベルギーのラーケンにおいて、EU市民の要望や欧州統合の発展に必要な枠組み・制度について検討する会議 (Convention) の開催を決め、フランスのジスカール・デスタン (Giscard d'Estaing 1926～2020年) 元大統領を座長に指名した。EUの将来について討議するこの会議は2002年3月に開始され、加盟国や加盟交渉国の政府代表、国内議会や欧州議会の代表、また、欧州委員会の代表が出席した。さらに、一般市民の意見を反映させるため、公聴会も開かれた。その成果として、欧州憲法 (正式名称は**欧州憲法条約**) 草案が起草され、同文書は、2003年6月20日、ギリシアのテサロニキにおいて、ジスカール・デスタン座長より加盟国首脳会議に提出された。これは従来の基本条約 (EU条約やEC条約) を改正するための条約草案にあたり、その内容を検討するための政府間協議が2003年10月4日、ローマで始まった。

※ 主要な争点の一つである「神」への言及について、123頁を参照されたい。

2004年6月、草案は全加盟国によって採択され、同年10月、ローマで条約として締結された。発効には全加盟国の批准が必要であり (第IV-8条)、当初は2006年11月の発効を目指していた。しかし、2005年5～6月、フランスとオランダで実施された国民投票で憲法条約の批准が否決されたことを受け、同条約は発効の見通しが立たなくなり、加盟国は再検討期間を導入することにした。

◎ フランスとオランダにおける国民投票

条約の批准方法は各加盟国によって決定される。大半の国は国内議会の承認を得て、批准する手続を選択しているが (間接民主制)、スペイン、フランス、オランダ、ルクセンブルク等は国民投票を実施し、国民に直接、判断させることにした。

2005年5月、フランスで実施された国民投票では批准に反対する票が過半数 (約55%) に達し、憲法条約にイエローカードを突きつけた。また、翌月、オランダで行われた国民投票でも反対票が半数 (約61%) を超え、レッドカードが示される。なお、フランスで反対派が多くなったのは、欧州統合やEUの制度改革だけでなく、当時の国内問題 (失業や職の移転、つまり、フランスから労働力の安い外国への企業移転) に対し、より多くの国民が不満や懸念を抱いていたためである。他方、オランダで反対票が20ポイント近く多くなった背景には、EUの「巨大化」に対する警戒、反ユーロ感情の高まり、イスラム教徒の多いトルコのEU加盟に対する反発等があった。

¹⁶⁶⁷ 民主主義や市場経済といった旧東側体制とは異なるイデオロギーの導入が障害になること少なく、法技術的な問題 (法改正) が山積した。

¹⁶⁶⁸ EU加盟を正式に決定するに先立ち、全ての国で国民投票が実施され、加盟支持票が過半数に達している。

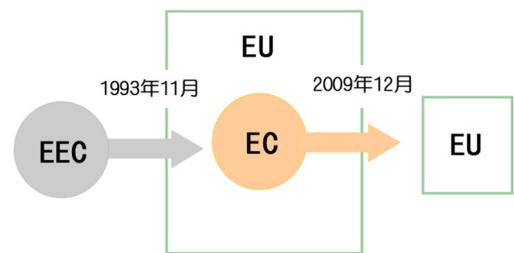
13) 第2次東方拡大 (2007年1月) とリスボン条約の発効 (2009年12月)

2007年元旦、ブルガリアとルーマニアのEU加盟が実現し、EUは27ヶ国体制に発展する。

なお、その日には、いち早くEUに加盟していたスロベニアがユーロを導入している。また、2008年元旦には、マルタとキプロスが、2009年元旦にはスロバキアがユーロを導入し、ユーロ圏は16ヶ国体制に拡大した。

2007年3月、EU統合の基礎となった欧州経済共同体 (EEC) を設立するための条約と、欧州原子力共同体を設立するための条約 (両条約は締結地にちなみ**ローマ条約**と呼ばれる) の締結50周年を祝い、当時のEU理事会議長国ドイツの首都ベルリンで式典が開催され、**ベルリン宣言**が採択された。また、発効が危ぶまれていた欧州憲法条約に代わる新しい条約を締結することで合意が成立した。2007年6月の加盟国首脳会議 (欧州理事会) では新条約の骨子がまとまる。同年10月19日、草案が首脳会議で採択されると、2ヶ月後の12月13日、新条約が当時のEU理事会議長国ポルトガルの首都リスボンで締結された。締結地にちなみ、同条約は**リスボン条約**と呼ばれる。

2008年6月、アイルランドで実施された国民投票で批准反対票が過半数に達し、リスボン条約の発効も危ぶまれることになったが、同国は2度目の国民投票で批准を決定した。また、チェコ大統領が批准書への署名を拒否するといった問題も生じたが、2009年11月、全ての加盟国による批准が完了し、リスボン条約は同年12月1日に発効した。これによって、従来のECは廃止され、EUに継承されることになった。なお、現在のEU体制は、このリスボン条約に基づいている。



14) ユーロ危機 (2010年5月～)

2010年春、ギリシアの債務超過状態 (財政破綻) が深刻化した。そのため、ユーロは大幅に下落し、単一通貨は存続が危ぶまれるようになる。これはアイルランド、ポルトガル、イタリア、スペインの財政不安を再燃させることになった。

なお、そのような中、2011年元旦にはエストニアがユーロを公式通貨として採用し、ユーロ圏は17ヶ国体制に拡大している。

◎ ユーロ危機 (ギリシア危機)

EUの通貨ユーロは加盟国が希望すれば、導入できるわけではなく、予め定められている要件 (639頁の注1695参照) を満たす必要がある。この要件は通貨の信頼性を確保し、その価値を安定させるために設けられており、加盟国はユーロ導入後も、それを遵守しなければならない。もし、これに違反するような場合は、EUによって制裁が科される。

1998年5月、EU加盟国首脳は、翌年元旦のユーロ新設時¹⁶⁶⁹に、この通貨を公式通貨として用いてもよい加盟国を決定した。ギリシアは要件を満たしていないと判断されたが、虚偽のデータをEUに提出し、導入国に認定された。データの改ざんはその後も続いたが、2009年秋の政権交代を機に不正が暴かれ、債務超過状態にあることが明らかになると、国債の金利が急上昇し、ギリシアは市場からの資金調達に窮するようになった。

2010年3月、ユーロ導入国は、ギリシアの財政破綻がユーロ圏全体に悪い影響を及ぼさないようにするため、支援の実施を決定した。なお、これはEUの措置ではなく、ユーロ導入国 (ギリシアを除く15ヶ国) とIMFがそれぞれ融資を行うものであった。しかし、ユーロの下落を止めることができず、2010年5月6日、EUの単一通貨は暴落した。これを投資家集団による「ユーロ攻撃」とみなしたユーロ圏首脳は、翌日、「狼の群れに対する防衛策」の必要性を確認し、異例のスピードで、欧州安定化メカニズム (European Stabilisation Mechanism, ESM) を導入した。これはギリシア支援を目的とする臨時措置であったが、ポルトガル、アイルランド、イタリア、スペインといったユーロ導入国 (ギリシアを含めたこれらの国は頭文字をとり、PIIGSと呼ばれた) で金融不安が再燃し、危機は容易に収束しなかったため、

¹⁶⁶⁹ ユーロは1999年元旦に導入されたが、ユーロ紙幣・硬貨が実際に使用されるようになったのは2001年元旦である。

2010年12月、その他の導入国の支援も可能にする常設の制度、すなわち、**欧州安定メカニズム**(European Stability Mechanism, **ESM**) が設けられた。

その後も危機は収束せず、円との関係では、2012年7月、1ユーロあたり95円を割り込む水準にまで下落することになる。そのため、同月、欧州中央銀行は、「狼の群れ」からユーロを救済する措置として、**Outright Monetary Transactions-Programm (OMT)** の実施を発表した。これはユーロ危機の要因である一部のユーロ導入国（特に、ギリシア）の財政危機を解消するため、同国の国債を欧州中央銀行が**第2次市場**で買い入れること、つまり、欧州中央銀行は加盟国から国債を直接、購入するのではなく、それを購入した民間銀行から買い取ることを柱とする。

欧州中央銀行総裁が OMT の実施を発表し、ユーロを守るためなら、可能な手段は何でも講じるという強いメッセージを出すと、ユーロは回復し、安定するようになる。こうして危機は収まっていったため、OMT が実際に実施されることはなかった。

15) クロアチアの EU 加盟 (2013年7月)

2013年7月、クロアチアが新たに EU に加盟し、EU は 28ヶ国体制に発展した。

2014年4月、ラトビアがユーロを導入し、ユーロ圏は 18ヶ国に拡大する。

16) 難民危機 (2015年8月～) とイギリスの脱退 (2020年1月)

2014年、EU 加盟国に難民申請をする者が増え、EU は対応を求められるようになる。彼らは主として中東のシリア、イラク、アフガニスタンやアフリカ諸国から逃れてきた者であったが、2015年8～9月には、内戦状態にあったシリアからの難民が大幅に増えた (95頁参照)。EU や加盟国は人道的立場から難民の受入れを表明したが、収容力を遙かに上回る難民が押し寄せたため、EU は新たな危機に直面する。

これを克服するため、EU は迅速に対応した。特に、「EU の玄関」となったイタリアとギリシアの負担を軽減するため、2015年9月、EU は加盟国毎に難民受入数を決定し、難民を両国から他の加盟国に移動させる決定を下す。

また、2016年3月、シリアの隣国であるトルコと協定を結び、同国が移民を引き受け一方、EU は財政支援を行うことを取り決めた。これによって EU 内に入ってくる難民の数は減少し、危機的状況は解消された。しかし、2020年3月、トルコが協定の実施を一時的に中止したため、危機が再燃するが、同月以降、新型コロナウイルス感染症が世界各地で社会問題に発展すると、難民は減少し、深刻な事態は回避された。

前述したように、2015年9月、EU は加盟国ごとに難民受入数を決定しているが、ポーランド、ハンガリー、チェコは従わなかった。そのため、加盟国間の連帯・緊密な協力関係という EU の理念が揺らいだ。また、ポーランドとハンガリーは EU 裁判所の判決 (両国は難民受入義務に違反していることを確認する判決) を真っ向から批判し、それに従う姿勢を見せなかったことから、EU 法の秩序が害される事態に陥った。しかし、前述したように、コロナ禍で難民危機は収まったため、法的危機も緩和された。

ところで、2004年5月の東方拡大以降、イギリスには、このような難民ではなく、新規 EU 加盟国より大勢の移民が流入した。彼らによってイギリス人は雇用を奪われるだけではなく、移民の増加はイギリスの社会保障制度に悪い影響を与えることが指摘され、EU 統合懐疑論が再燃する。このような状況下、2016年6月23日、同国では EU 脱退を問う国民投票が実施され、脱退派が半数を超えた (52%)。これを受け、翌年3月、EU・イギリス間で脱退交渉が開始されることになった。

2018年11月、両者は BREXIT について合意し、協定が作成された。それによると、イギリスは遅くとも 2019年3月末までに脱退することになっていたが、同国の議会が承認を度々、拒否したため、脱退も度々、延期された。こうした中、国民投票のやり直しを求める市民運動も起きたが、2019年12月に実施された国政選挙で、EU 脱退を目指す保守党が勝利を収めると、BREXIT は決定的になり、翌年1月末、脱退が実現した (646頁以下参照)。

※ イギリスの EU 脱退後の北アイルランド問題について、509頁を参照されたい。

第 2 次世界大戦後の欧州統合 (年表)

- 1945 年 5 月 ヨーロッパにおける第 2 次世界大戦の終了 (ドイツの降伏)
- 1946 年 9 月 元英国首相ウィンストン・チャーチルがスイスのチューリッヒで演説を行い、「ヨーロッパ合衆国」建設の必要性を説く。
- 1948 年 4 月 アメリカの欧州経済復興計画「マーシャル・プラン」の開始
6 月 旧ソ連によるベルリン封鎖
- 1949 年 5 月 欧州評議会 (Council of Europe) の発足
8 月 北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organisation, NATO) の発足
- 1950 年 5 月 シューマン宣言の発表
11 月 欧州人権条約の制定
- 1952 年 7 月 欧州石炭・鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community, ECSC) の発足
- 1953 年 9 月 欧州人権条約の発効
- 1958 年 1 月 欧州経済共同体 (European Economic Community, EEC) と欧州原子力共同体 (European Atomic Community, Euratom) の発足
- 1960 年 5 月 欧州自由貿易連合 (European Free Trade Association, EFTA) の発足
- 1966 年 1 月 EC の意思決定方式に関し、「ルクセンブルクの妥協」が成立
- 1967 年 7 月 EEC、欧州石炭・鉄鋼共同体および欧州原子力共同体の諸機関の統一¹⁶⁷⁰
- 1970 年 10 月 EC 加盟国間で、欧州政治協力 (EPC) が正式に開始される。
- 1973 年 1 月 EC にイギリス、アイルランド、デンマークが加盟 (EC は 9 ヶ国体制になる)
- 1979 年 3 月 欧州通貨制度 (European Monetary System, EMS) の発足
- 1981 年 1 月 EC にギリシアが加盟 (EC は 10 ヶ国体制になる)
- 1986 年 1 月 EC にスペインとポルトガルが加盟 (EC は 12 ヶ国体制になる)
- 1987 年 7 月 単一欧州議定書の発効¹⁶⁷¹
- 1989 年 12 月 冷戦の終結

¹⁶⁷⁰ 諸機関の統一は、1957 年 3 月と 1964 年 4 月に EC 加盟国間で締結された条約に基づいている。

¹⁶⁷¹ 同議定書の調印は 1986 年 2 月である。

- 1992年12月 域内市場の完成 (目標)
- 1993年11月 マーストリヒト条約 (EU 条約) および欧州共同体条約 (EC 条約) の発効
欧州連合 (European Union) の発足
EEC は EC (欧州共同体に改名される。)
- 1994年1月 欧州経済地域 (European Economic Area, EEA) の発足¹⁶⁷²
- 1995年1月 EU にオーストリア、スウェーデン、フィンランドが加盟 (EU は 15 ケ国体制になる)
- 1999年1月 欧州経済・通貨同盟の発足 (11 ケ国が欧州単一通貨ユーロを導入)
- 1999年3月 Agenda 2000 の採択
5月 アムステルダム条約の発効¹⁶⁷³
- 2000年12月 EU 基本権憲章の採択
- 2002年1月 欧州単一通貨 (ユーロ) の流通開始 (ギリシアを含む 12 ケ国体制)
7月 欧州石炭・鉄鋼共同体の消滅
- 2003年2月 ニース条約の発効
- 2004年5月 新たに 10 ケ国が EU に加盟 (東方拡大、EU は 25 ケ国体制になる)
10月 欧州憲法条約の締結
- 2007年1月 ブルガリアとルーマニアが EU に加盟
スロベニアがユーロを公式通貨とし、ユーロ圏は 13 ケ国体制へ
3月 ベルリン宣言の採択
12月 リスボン条約の締結
- 2008年1月 キプロスとマルタがユーロを導入 (ユーロ圏は 15 ケ国)
- 2009年1月 スロベニアがユーロを導入 (ユーロ圏は 16 ケ国)
12月 リスボン条約が発効 (→ EC が消滅し、EU に承継される)
- 2010年5月 ギリシア危機 (ユーロ危機) の深刻化
- 2011年1月 エストニアがユーロを導入 (ユーロ圏は 17 ケ国)
- 2012年3月 財政協定 (正式名称は、経済・通貨同盟における安定性、調整および統制に関する条約) の締結
- 2013年7月 クロアチアの EU 加盟 (EU は 28 ケ国体制へ)
- 2014年4月 ラトビアがユーロを導入 (ユーロ圏は 18 ケ国)

¹⁶⁷² EEA 設立条約は、1992年5月に、EC 加盟国と EFTA 加盟国によって締結された。

¹⁶⁷³ 同条約の締結は 1997年10月である。

- 2015年1月 リトアニアがユーロを導入 (ユーロ圏は19ヶ国)
- 2015年8月 中東やアフリカから EU内へ大量の難民が押し寄せる (難民危機)。
- 2016年6月 イギリスで実施された国民投票で EU脱退を支持する者が過半数に達する。
- 2017年3月 イギリス政府は EUに EU脱退を通告
- 2020年1月 イギリスが EUを脱退 (EUは27ヶ国体制になる)
- 3月 ヨーロッパ内で新型コロナウイルスの感染が拡大
ほぼ全ての国がロックダウンを実施、国境封鎖
- 12月 EU・イギリス間でイギリスの EU離脱に関する協定締結
- 2023年1月 クロアチアがユーロを導入 (ユーロ圏は20ヶ国)
- 2024年3月 ブルガリアとルーマニアがシェンゲン協定制度に加盟 (29ヶ国体制に発展、640頁参照)



この資料は入稻福智著『地域研究ヨーロッパ～欧州の本質～』からの抜粋です。

全編（PDF A4 約 700 枚）は下の URL よりダウンロードすることができます。

ファイルのサイズは約 70MB と容量が大きいのので注してください。

<https://eu-info.jp/europe2025.pdf>

